

## 安全に関する施策は労働組合に説明せよ！ 運転取扱いの変更は乗務員に周知してから運用開始すべき！ 富士川橋りょう河川増水時の運転規制見直しに関し労使協議を申し入れ

会社は9月11日、ホームページ上で「東海道新幹線富士川橋りょうにおける河川増水による運転規制見直しについて」と題する発表を行いました。内容は「規制水位を下回らない時点でも安全を確認できるよう、橋脚の洗掘（せんくつ）状況を計測・把握できる装置を開発し運用を開始した」というものです。具体的運転取扱いとしては、これまでは「水位が規制値を下回った時点で・・・70km/hで運転再開」となっていた扱いを**「天候が回復し、水位が過去最大水位未滿かつ下降傾向である場合、新しく開発した『自動衝撃振動装置』により、橋脚の固有振動数を連続して計測・把握し、かつ、現地係員が橋りょうの全体的な状況を監視し安全を確認したうえで30km/hで運転を再開」**を追加し、見直しました。

しかし、新幹線の乗務員には取扱いが変更になったことは知らされていません。9月16日、富士川の水位が規制値に達し運転を見合わせ、運転再開時、富士川橋りょうを「マニュアル30km/h徐行」で渡った乗務員がいます。**「そんな取扱い、聞いてねえよ！」**という声が聞こえてきました。**それもそのはず、規程の訂正の指示など出ていないのですから！**

JR東海労はこの取扱い変更について、規制緩和の方向での見直しと認識しています。会社は「安全確立は労使の共通の課題と認識している」と言いつつ、労働組合には何ら説明をしていません。また、特に規制緩和の方向での見直しですから、関係社員（この場合は乗務員）に周知してから運用を開始するべきです。

従って、この取扱い変更に関して『申16号』で労使協議を申し入れました。